○国土交通省告示第六百六十八号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第七十一条の三第十五項において準用する同条第四項の規定により、越谷都市計画事業越谷レイクタウン特定土地区画整理事業の事業計画の変更（第四回）について、その関係図書を次のように縦覧に供するため土地区画整理法施行令（昭和三十年政令第四十七号）第三条の規定により次のとおり告示する。

平成二十五年七月一日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　縦覧開始の日　平成二十五年七月二日（縦覧期間二週間）

二　縦覧場所　埼玉県越谷市西方一丁目三千三百四十番地一　独立行政法人都市再生機構埼玉東部開発事務所

三　縦覧時間　午前九時三十分から午後五時三十分まで

○国土交通省告示第六百六十九号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第七十一条の三第十五項において準用する同条第四項の規定により、研究学園都市計画事業葛城一体型特定土地区画整理事業の施行規程の変更（第四回）及び事業計画の変更（第三回）について、その関係図書を次のように縦覧に供するため土地区画整理法施行令（昭和三十年政令第四十七号）第三条の規定により次のとおり告示する。

平成二十五年七月一日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　縦覧開始の日　平成二十五年七月二日（縦覧期間二週間）

二　縦覧場所　**茨**城県つくば市学園南Ｄ二十九街区二画地　独立行政法人都市再生機構葛城連絡事務所

三　縦覧時間　午前九時三十分から午後五時三十分まで

○国土交通省告示第六百七十号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十五年七月一日

国土交通大臣　太田　昭宏

一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

宮川３支川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

熊本県阿蘇市一の宮町中通字北山二七九六番地内三等三角点木落を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から五号までを順次結んだ線及び標柱一号と五号を結んだ線に囲まれた土地の区域

基準点から六八度一四分三七秒　二一一四・五〇四メートルの地点　一号

標柱一号から二二度五分五秒　一一八・六九九メートルの地点　二号

標柱二号から一二七度五六分五六秒　九六・五〇一メートルの地点　三号

標柱三号から一八三度二分四一秒　二四・八三三メートルの地点　四号

標柱四号から二四二度二七分四九秒　一〇六・六一〇メートルの地点　五号

二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

新所川３

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から五号までを順次結んだ線及び標柱一号と五号を結んだ線に囲まれた土地の区域

熊本県阿蘇郡南阿蘇村大字立野

字新所　一二二七番二　一号

一二三九番一　二号

一二四〇番　三号

一二四四番一　四号

一二二八番一　五号

三(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

塩井川２

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を結んだ線に囲まれた土地の区域（平成三年建設省告示第千五百九十五号で指定した同号四に掲げる土地の区域を除く。）

熊本県阿蘇市一の宮町三野

字岩下　二〇八七番　一号

二〇八〇番　二号

二〇七三番二の二　三号

二〇六一番　四号

二〇六三番　五号

二〇五二番一　六号

字柿ノ木　一八九六番　七号

四(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

野中川３

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を結んだ線に囲まれた土地の区域

熊本県阿蘇市一の宮町三野

字栗木　一九二八番二　一号

一九八九番　六号

一九二六番　七号

字岩下　二〇四六番　二号及び三号

二〇四〇番・二〇四一番合併　四号

二〇三六番　五号

五(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

狐塚川１

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域

熊本県菊池市旭志麓

字新山　二九三〇番七　一号

字赤崩　二九三二番三　二号及び三号

字鎧石　二九三四番二五　四号から八号まで

六(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

狐塚川２

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域

熊本県菊池市旭志麓

字狐塚　二九二三番四六　一号

二九二三番二六　二号

二九二三番三一　三号及び四号

二九二四番一二三　五号

二九二四番一二〇　六号

二九二四番一一八　七号

二九二四番一一二　八号

七(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

土井川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と十二号を結んだ線に囲まれた土地の区域

熊本県阿蘇市一の宮町手野

字土井平　一二八七番一　一号

一二六四番　二号

一二二七番一　三号

一二二六番二　四号

一二二六番二地先河川敷　五号及び六号

一二二七番一地先河川敷　七号及び八号

一二二七番三地先河川敷　九号

一二二七番二　十号

一一七〇番　十一号

一一六〇番　十二号

八(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

黒川４

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域

熊本県阿蘇市黒川

字牧西　二五四四番　一号

二五四六番　二号及び三号

二五六三番二　四号

二五五四番　五号

字西年山　二〇一一番　六号

一九九九番　七号及び八号

○国土交通省告示第六百七十一号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十五年七月一日

国土交通大臣　太田　昭宏

一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

阿蘇品川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を結んだ線に囲まれた土地の区域

熊本県阿蘇市一の宮町大字三野

字金山　九〇一番　一号

九〇四番一　二号

八九八番　三号及び四号

九四四番　五号及び六号

九四二番　七号

二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

近津川１

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から九号までを順次結んだ線及び標柱一号と九号を結んだ線に囲まれた土地の区域